

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

矢吹町長 蛭田 泰昭

市町村名 (市町村コード)	矢吹町 (07466)	
地域名 (地域内農業集落名)	柿之内地区 (柿之内)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月8日 (第1回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、水稻・野菜を基幹作目として農業の盛んな地域であるが、農業者が高齢化しており、後継者の確保および次世代農業者の育成が課題である。

不整形なほ場も多く、近年の気象変動に伴う水不足の影響もあり、地域における持続可能な農業の推進、後継者や次世代の農業者に引き継ぐにあたり、農業環境の改善が急務である。

イノシシやシカによる鳥獣被害が増加しており、農作物への影響が深刻化している。この課題に対して、防護柵の設置等を行う。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区の主要作物である水稻については、将来的に地域の担い手に集積・集約化を進め、地域の担い手や新規就農者を中心に取り組み、栽培面積の拡大及び農業者の所得の安定化を図る。

将来的には基盤整備事業の検討を行い、地域農業の発展を図る。

基盤整備事業検討区域外についても農地中間管理機構を活用して集積・集約化について検討を行い、現状の水稻・野菜等の作付けを継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	88.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	84.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手(認定農業者等)を中心に集積、集約化を基本としつつ、農業委員、農地利用最適化推進委員と調整して農地利用を進める。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
規模縮小、リタイアで耕作不能となる農地については、引き受け意向のある担い手への集積・集約化を図り、現状維持を希望する担い手については継続して作付を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の集約・集積化が図られた農地は、可能な限り農地中間管理機構を活用する。 土地の貸し借りの合意がなされた農地は、農地中間管理機構を活用し、担い手に農地の集積・集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
必要に応じて、農地の集積・集約化を図るため基盤整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の新たな担い手の育成・確保について、地域内の農業者を中心に検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業機械の故障等の不測の事態が生じた際は、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

- ・イノシシ、シカが目撃されているため、地域による対策として電気柵等を設置するなど対策を講じる

③スマート農業の検討

- ・農業者の高齢化、担い手不足に伴い、将来的にスマート農業を検討する。

⑦多面的機能支払制度への取組の継続

- ・農地の多面的な機能を継続していくため、多面的機能支払制度が継続している限り当該制度に継続して取り組む。
- ・柿の内第二水利組合における地域資源の適切な保全管理に向けた計画は別紙のとおり